

行政センターと公民館の機能統合について(案)

1 趣旨

これまで地域振興の拠点、行政の身近な窓口としての役割を果たしてきた行政センターと地域の社会教育の拠点、地域活動支援の役割を果たしてきた公民館の2つの機能を一体的に運用し、地域を主体とした行政と市民の関係性をさらに緊密にするとともに、各種団体等との協働体制の充実を図り、地域課題の把握・解決に向けた取組みを地域で進めるなど、地域づくりの拠点としての機能を強化します。

2 機能統合する機関

機能統合する機関は、渋川市行政センター設置条例第2条に定めるもの及び渋川市公民館条例別表第1(第2条関係)に定めるもののうち伊香保公民館、小野上公民館、子持公民館、赤城公民館、北橋公民館(以下「公民館」という。)とします。

- (1) 伊香保行政センター及び伊香保公民館の統合
- (2) 小野上行政センター及び小野上公民館の統合
- (3) 子持行政センター及び子持公民館の統合
- (4) 赤城行政センター及び赤城公民館の統合
- (5) 北橋行政センター及び北橋公民館の統合

3 機能統合の方法

市民部の各行政センター長以下の職員に対し、教育委員会の公民館業務を併任させます。併せて教育部の公民館職員に対し、市長部局の行政センター業務を併任させます。これにより、内部的に機能を統合します。

辞令の例(伊香保公民館の場合)

教育部局	市長部局
教育部伊香保公民館勤務を命ずる。	併せて伊香保行政センター勤務を任命する。

4 機能統合の時期

地域づくり拠点としての機能充実を早期に図っていくため、行政センターと公民館機能の統合時期を子持行政センター及び赤城行政センター、北橋行政センターの各公民館への移転に先がけて行うこととします。

5 職員配置

- (1) 現行にならない行政センターに所長を、公民館に館長を置くこととします。
ただし、館長は地域に精通し経験豊富な職員とし、適材適所の人材を配置します。
- (2) 職員の配置は、現在配置している職員数を基本に引き続き配置します。

6 併任する職員への命令

併任する職員への命令は次のとおりとします。

- (1) 行政センターが所掌する事務を公民館職員に執行させる時は、公民館長に承認を得て行政センター所長が命令することとします。
- (2) 公民館が所掌する事務を行政センター職員に執行させる時は、行政センター所長に承認を得て公民館長が命令することとします。

7 機能統合による協力態勢の確保

所管事業はもとより、地域活動への協力や地域団体等の活動支援及び地域の人材育成など、地域づくりに関する事務については、積極的に双方が協力して実施するなど、協力・応援態勢の確保に努めます。

8 期待される効果

- (1) 市民の行政窓口が一本化されることにより住民の利便性の向上に繋がります。
- (2) 災害時における行政センターによる地域の情報把握機能と公民館の指定避難所機能、地域自主防災組織との連携などを一体的に管理することにより地域防災機能の強化が図れます。
- (3) 行政センター機能と公民館機能を併せ持った新たな地域の拠点施設をつくることで、それぞれの機能に様々な団体や住民が集まり、新たな住民同士の交流や連携が生まれることで、地域づくりと地域の活性化が期待されます。
- (4) 行政サービスの拠点である行政センターと地域コミュニティの中心である公民館は、地域づくりの両輪であると考えます。お互いの機能を発揮しつつ、さらに連携を図ることで、組織機能の強化が図れます。
- (5) コミュニティセンター化を視野に入れた場合の試行的運用に繋がります。

参考：コミュニティセンターとは：一般的には公民館機能を拡充強化したもので、市民学習、文化及びスポーツ活動並びに自治会、福祉、環境、安全の確保など地域の総合的な活動拠点として、さらには、市行政全般の情報収集や情報発信などの機能を有する施設を総称して呼びます。

9 課題

子持行政センター及び赤城・北橋行政センターについては、公民館施設への移転が必要になり、ワンフロアー化が望ましいと考えます。移転時期の設定や改築費用の予算化など部局間での調整が必要であります。

10 県内12市の状況

県内12市では、太田市と富岡市が行政業務と公民館業務を一体的に所管しています。太田市は公民館設置条例が無く、市民生活部の行政センターが社会教育法に定める公民館業務を実施しています。また、富岡市は妙義町との合併後（平成18年）本市のような行政センターが設置されていないため、総務部地域づくり課の各公民館が行政センターの機能を果たしています。

公民館と行政センターの組織図

